

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	障害児・障害者福祉関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津山市は、障害児・障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

## 評価実施機関名

津山市長

## 公表日

令和5年9月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児・障害者福祉関係事務
②事務の概要	<p>◆障害児福祉手当の支給等業務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児福祉手当受給者の認定審査、受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、障害児福祉手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①特別児童扶養手当等の支給に関する法律による所得状況の照会、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの障害児福祉手当データ提供</p> <p>◆身体障害者手帳等の交付等業務 身体障害者や精神障害者を対象に、税優遇措置、医療費助成、生活の補助・利便性の向上等を目的とした身体障害者手帳制度等を実施している。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①身体障害者手帳の資格情報、発行情報管理 ②精神障害者保健福祉手帳の資格情報、発行情報管理 ③日常生活用具の資格情報、給付／貸与情報管理 ④補装具の資格情報、支給情報管理</p> <p>◆心身障害者医療費の支給等業務 津山市心身障害者医療費給付条例に基づき、心身障害者医療費受給資格の管理、負担上限月額の認定及び心身障害者医療費の支給を行っている。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①心身障害者医療費受給資格の審査及び管理 ②負担上限月額の認定</p> <p>◆特別障害者手当の支給等業務 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当受給者の認定審査、受給者・児童の管理を行っている。 また、受給者に関して、特別障害者手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①特別児童扶養手当等の支給に関する法律による所得状況の照会、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの特別児童扶養手当データ提供</p> <p>◆日常生活用具の給付／貸与管理業務 身体障害者を対象に、税優遇措置、医療費助成、生活の補助・利便性の向上等を目的とした身体障害者手帳制度を実施している。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①日常生活用具の資格情報、給付／貸与情報管理</p> <p>◆補装具の支給等業務 身体障害者を対象に、税優遇措置、医療費助成、生活の補助・利便性の向上等を目的とした身体障害者手帳制度を実施している。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①補装具の資格情報、支給情報管理</p> <p>◆自立支援給付支給や地域生活支援事業の実施業務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等に基づき、自立支援給付の支給や地域生活支援事業の実施等を行っている。 ①自立支援給付の支給、地域生活支援事業の実施、施設入所等の措置の実施 ②障害児通所給付等の支給</p> <p>◆自立支援医療費(育成医療・更生医療)の支給等業務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(育成医療・更生医療)受給資格の管理、負担上限月額の認定及び自立支援医療費の支給を行っている。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①自立支援医療費(育成医療・更生医療)受給資格の審査及び管理 ②負担上限月額の認定</p>
③システムの名称	1 障害児福祉手当システム 2 身体障害者システム 3 心身障害者医療費システム 4 特別障害者手当システム 5 日常生活用具管理システム 6 補装具管理システム 7 自立支援医療費(育成医療・更生医療)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1 障害児福祉手当情報ファイル 2 身体障害者情報ファイル 3 心身障害者医療費情報ファイル 4 特別障害者手当ファイル 5 日常生活用具情報ファイル 6 補装具管理情報ファイル 7 自立支援医療費(育成医療・更生医療)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、46、47及び84の項 ②津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1	
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 別表第二の9、10、11、12、15、20、22、23、24、25、53、66、67、68、69、85、108、109及び110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>		
①部署	環境福祉部障害福祉課	
②所属長の役職名	障害福祉課長	
<b>6. 他の評価実施機関</b>		
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>		
請求先	総務部総務課 津山市山北520番地 TEL 0868-32-2054	
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>		
連絡先	環境福祉部障害福祉課 津山市山北520番地 TEL 0868-32-2067	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月15日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	◆身体障害者手帳の交付等業務 身体障害者を対象に、税優遇措置、医療費助成、生活の補助・利便性の向上等を目的とした身体障害者手帳制度を実施している。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①身体障害者手帳の資格情報、発行情報管理 ②日常生活用具の資格情報、給付／貸与情報管理 ③補装具の資格情報、支給情報管理	・修正 ◆身体障害者手帳等の交付等業務 身体障害者や精神障害者を対象に、税優遇措置、医療費助成、生活の補助・利便性の向上等を目的とした身体障害者手帳制度等を実施している。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①身体障害者手帳の資格情報、発行情報管理 ②精神障害者保健福祉手帳の資格情報、発行情報管理 ③日常生活用具の資格情報、給付／貸与情報管理 ④補装具の資格情報、支給情報管理 ・加筆 ◆自立支援給付支給や地域生活支援事業の実施業務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等に基づき、自立支援給付の支給や地域生活支援事業の実施等を行っている。 ①自立支援給付の支給、地域生活支援事業の実施、施設入所等の措置の実施 ②障害児通所給付等の支給	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月15日	I 関連情報、3. 個人番号の利用、法務上の根拠、①	①番号法第9条第1項 別表第一の8、11、14、34、46、47及び84の項	①番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、46、47及び84の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月15日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法務上の根拠、①	①番号法第19条第7項 別表第二の9、10、11、12、15、22、23、24、25、53、66、67、68、69、85、108、109及び110の項	①番号法第19条第7項 別表第二の9、10、11、12、15、20、22、23、24、25、53、66、67、68、69、85、108、109及び110の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月15日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長	障害福祉課長 左居 薫	障害福祉課長 尾高 弘毅	事後	人事異動のため
令和1年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	事後	
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	障害福祉課長 尾高 弘毅	障害福祉課長	事後	様式変更による
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成28年2月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	様式変更による
令和2年6月1日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	—	・追加 ◆自立支援医療費(育成医療・更生医療)の支給等業務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(育成医療・更生医療)受給資格の管理、負担上限月額の設定及び自立支援医療費の支給を行っている。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①自立支援医療費(育成医療・更生医療)受給資格の審査及び管理 ②負担上限月額の認定	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和2年6月1日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	—	・追加 7 自立支援医療費(育成医療・更生医療)システム	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和2年6月1日	I 関連情報、2. 特定個人情報ファイル名	—	・追加 7 自立支援医療費(育成医療・更生医療)情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和3年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二の9、10、11、12、15、20、22、23、24、25、53、66、67、68、69、85、108、109及び110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	①番号法第19条第8号 別表第二の9、10、11、12、15、20、22、23、24、25、53、66、67、68、69、85、108、109及び110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事前	法改正に伴う字句の修正(法施行:令和3年9月1日)
令和3年6月30日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	課題が残されている	十分である	事後	課題を整理し見直しを行ったもの
令和3年6月30日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用(上段)	課題が残されている	十分である	事後	課題を整理し見直しを行ったもの
令和5年9月8日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	